

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の勤 務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7 時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

（参考） 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間是有給休暇
夏季休暇	6月から10月までの間に4日以内
生理休暇 （健康管理休暇）	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇（健康管理休暇）の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない子を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限り与える

（参考） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第

11号)

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄等提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～3歳まで60分以内（30分を単位として2回に分けて取得可）
男性職員の育児のための休暇	5日以内
子の看護等のための休暇	5日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は10日以内）
短期の介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は、10日以内）
妊娠障害（つわり）	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

（注）各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績がよくない場合 （地公法第28条第1項第1号）	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 （地公法第28条第1項第2号） （地公法第28条第2項第1号）	0	0	123	0	123	
職に必要な適格性を欠く場合 （地公法第28条第1項第3号）	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	123	0	123	
地公法第28条第4項による失職						0

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績がよくない場合 （地公法第28条第1項第1号）	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 （地公法第28条第1項第2号） （地公法第28条第2項第1号）	0	0	82	0	82	
職に必要な適格性を欠く場合 （地公法第28条第1項第3号）	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	

合 計	0	0	82	0	82	
地公法第28条第4項による失職						0

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	21	0	21	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	21	0	21	
地公法第28条第4項による失職						0

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	2	0	2	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	2	0	2
合 計	0	3	2	2	7

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	3	4	4	1	12
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない	0	0	0	0	0

い非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)					
合 計	3	4	4	1	12

警察本部

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	2

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総取得日数 a (日)	全対象職員数 b (人)	平均取得日数 a/b (日)
知事部局等	53,902	3,881	13.9
教育委員会	34,875	2,818	12.3
警 察 本 部	25,223	1,547	16.3
合 計	114,000	8,246	13.8

(注) 対象期間：暦年（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	85	4	3
	女性職員	94	22	16
教育委員会	男性職員	90	0	1
	女性職員	173	1	8
警 察 本 部	男性職員	83	0	0
	女性職員	23	1	1
計		548	28	29

(注) 令和7年度に新たに取得した者の数

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数
知事部局等	男性職員	4
	女性職員	2
教育委員会	男性職員	2
	女性職員	6
警 察 本 部	男性職員	0
	女性職員	0
計		14

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		0	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	10	34	439	市町村職員含む。
一般職員第Ⅰ課程	7	14	315	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	6	12	250	市町村職員含む。
中堅職員	6	12	250	市町村職員含む。
管理監督者第Ⅰ課程（旧新任係長）	5	10	215	市町村職員対象
新任係長・主幹	3	6	115	
新任課長補佐等	3	3	70	
管理監督者第Ⅱ課程（旧新任課長補佐）	4	8	161	市町村職員対象
新任課長	6	11	221	市町村職員含む。
選択研修	28	29	847	全16講座29開催

				市町村職員含む。 ※日数及び回数には、オンラインを含まない。
--	--	--	--	-----------------------------------

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新任教職員	50	72	1,696	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、学校事務職員、実習教員
経験者	30	30	856	教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修、専門性向上研修
管理職	24	24	884	校長（新任、2年目） 教頭・副校長（新任、2・3年目）
職務	71	71	2,455	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	19	19	1,058	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	196	188	1,451	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	104	104	1,764	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

（注）対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	2	484	65	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	24	14	一般職員対象
初任補修科	2	142	46	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	24	7	警部補、巡査部長各1回
部門別任用科	4	62	37	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	26	162	222	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	7年9月、8年3月	3,647人
	人事評価（病院局医療職等）	2	7年9月、8年3月	1,119人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	7年9月、8年3月	608人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	8年2月	1,983人
	勤務評価（市町村立学校教職員）	1	8年2月	4,423人
警 察	人事評価	2	7年9月、8年3月	1,685人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全 衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生 推進者等	
	選任すべき事 業場数	うち選任事業 場数	選任すべき事 業場数	うち選任事業 場数	選任すべき事 業場数	うち選任事業 場数	選任者数	選任すべき事 業場数	うち選任事業 場数
知事部局等	6	6	7	7	24	24	31	51	51
教育委員会	0	0	0	0	37	37	40	24	24
警 察 本 部	0	0	0	0	8	8	19	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
					衛生委員会		安全委員会		衛生左 し委員の てい員うち、 いる会と安全 と事業で全 場設衛
	選任すべき事 業場数	うち選任事業 場数	選任者数	実選任者数	設置すべき事 業場数	うち設置事業 場数	設置すべき事 業場数	うち選任事業 場数	
知事部局等	24	24	24	17	24	24	7	7	7
教育委員会	37	37	37	36	37	37	0	0	0
警 察 本 部	8	8	9	8	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	23,366
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	14,210
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談等を実施した。	89
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。また、メンタルヘルス対策強化事業として、重点課題である若手職員への支援（新規採用職員相談、2年目職員カウンセリング、2部署目職員相談）、ストレスチェック制度を活用した職場環境改善等を実施した。	14,043
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。また、健康管理システムを運	59,995

	用し、職員の健康管理の効率化を図った。	
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,890
合 計		117,593

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,541
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	8,101
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	49,219
合 計		59,861

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,842
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	773
メンタルヘルス対策事業	職員が心の健康についての理解を深め、精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、研修、ストレスチェック制度、職場復帰支援制度等を実施した。	298
生活支援事業	職員の生活設計の補助として、年代別ライフプランセミナーや、退職に備え退職者説明会を実施した。また職員が相互に助け合うピアサポート制度の研修を実施した。	962
健康診断事業	職員が健康に働くことができるように疾病予防や早期発見・早期治療を目的とし、各種法定健康診断等を実施した。	28,116
合 計		35,991

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者

雇入時健康診断	263	263	312	312	79	79
定期健康診断	2,467	2,466	2,494	2,479	1,149	1,149
人間ドック	2,096	2,096	1,370	1,370	584	584

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和7年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

令和7年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。